

福島復興・再生に向けた政府の取り組みについて

平成24年4月19日
復興大臣政務官
吉田 泉

1 福島県民の避難の現状（合計約16万人）

- ・避難指示区域からの避難者数 約8.7万人
- ・旧緊急時避難準備区域（解除済み）からの避難者数 約2.6万人
- ・自主避難者数 約4.7万人

2 福島復興・再生に向けたこれまでの政府の対応

（1）3つの基金

①福島県原子力災害等復興基金（3,840億円）

- ・企業立地補助
- ・放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点整備
- ・緊急雇用創出事業基金 など

②福島県民健康管理基金（約1兆円）

- ・除染
- ・放射線影響推定調査や子どものがん検診
- ・子ども、妊婦への積算線量計配布 など

③福島県原子力被害応急対策基金（404億円）

- ・米の全量検査や学校給食の検査
- ・低線量地域における子どものリフレッシュキャンプ
- ・地域におけるふくしまブランドの回復活動支援

（2）復興交付金制度

- ・これまでにない国費の投入（実質的に地方負担ゼロ）
- ・地震・津波等により著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要なハード事業（道路、土地区画整理、農村整備等）から優先的に交付中

（3）復興特区制度

- ・規制・手続の緩和
（医療機器製造販売業の許可基準緩和、農地転用許可等の一元化など）
- ・思い切った税制措置
（新規立地新設企業の5年間無税、被災被用者に対する給与等支給額の税額控除、機械・装置の即時償却など）

(4) 福島復興再生特別措置法（本年3月31日施行）

- ・ 福島県内の全59市町村が復興特区の対象
- ・ 避難対象区域については税の減免を復興特区制度より更に深掘り
- ・ 原子力災害被災者にも災害公営住宅制度を適用
- ・ 県民の健康不安解消に向けた措置の実施 など

(5) その他の主な被災者支援制度

- ・ 応急仮設住宅に加え、民間借上げ型の住宅供給も積極的に活用
- ・ 避難先自治体で避難者の行政サービスを可能とする原発避難者特別措置法の制定 など

3 住民の帰還に向けた今後の課題

(1) 避難指示区域の見直し

- ・ 一部市町村（3市村）は4月に見直し
- ・ 残りの8市町村は調整中

[主な課題] 全体パッケージの提示、地域の一体性の確保 など

(2) 除染の推進

- ・ 除染実証モデル事業の報告を実施
- ・ 本格的な除染の実施に向けて、市町村と除染方法などについて協議中

[主な課題] 中間貯蔵施設や仮置き場の確保

(3) 賠償

- ・ 原子力損害賠償紛争審査会が、3月の指針により大枠を提示

[主な課題] 居住制限区域の不動産の賠償基準の明確化

(4) その他

- ・ インフラの復旧、長期避難者支援、産業・雇用